

(3) 社会環境

1) 土地利用

政庁地区は、政庁跡を中心に積極的な整備が行われ、広く一般公開されています。地区内には私有地も残されており、史跡整備地と住宅、農地、山林、社寺等が相まって、多様な土地利用で構成される史跡となっています。

●史跡整備地（復元整備箇所、緑地・広場等）

政庁地区の史跡整備地は、大きく復元整備箇所とその周辺の緑地や広場等に分けられます。

復元整備箇所は、大きく政庁跡、蔵司地区（蔵司前面官衙跡）、月山東地区に分けられます。政庁跡は遺構の平面復元が施され、一般公開されています。緑地・広場等は、政庁跡周辺に配置され、便益施設が配置されるほか、緩衝地帯としての役割を担っています。史跡指定地を巡る人々が四季の変化を楽しめるように、後述する保存協会のボランティア「ゆづるはの会」により万葉植栽として菖蒲等が植えられています。

公有化が進められる中、公有地の未整備箇所が増えています。

●山林

山林は、政庁地区にのみ残されています。スギ・ヒノキの2次林で木材等生産機能は求められない区域です。政庁跡の東側に月山、西側に蔵司、北側には四王寺山から連なる山林が控え、政庁跡を包むように山林が展開し、緑の環境を形づくっています。なお、『太宰府市森林整備計画』では、保健文化機能維持増進森林とされています。

●住宅

政庁地区において、住宅が比較的多いのは月山の東側一帯であり、次いで多いのは坂本八幡宮周辺です。加えて、史跡指定地外の保護を要する範囲にも住宅が点在しています。

●農地

農地は、政庁地区にのみ残されており小規模ながら営農が続けられています。政庁地区で現状行われている営農活動は地下の遺構に影響を及ぼさないため、遺跡の保存に問題はありません。逆に営農活動の継続が史跡指定地の景観を維持保全する上で有効です。政庁跡で昭和40年代の史跡整備の際に放たれたホタルの生息も確認されており、良好な環境が維持されています。

●社寺

政庁地区に位置する社寺は、蔵司の北に坂本八幡宮、政庁跡の北に日菅寺と月山の東に仏心寺があります。坂本八幡宮は約450年前から坂本の氏神として鎮座しています。

日菅寺は江戸時代後期に開山した寺であり、「都府楼古蹟の保存・復元への願いと、四王寺山で繰り広げられた合戦の鎮魂のために建てられた」とされています。元々日菅寺は現在の政庁跡正殿の西側にあったものを、現在地に移設しています。仏心寺は、僧であり俳人でもあった河野静雲（うん明治20（1887）年～昭和49（1974）年）開山の寺です。

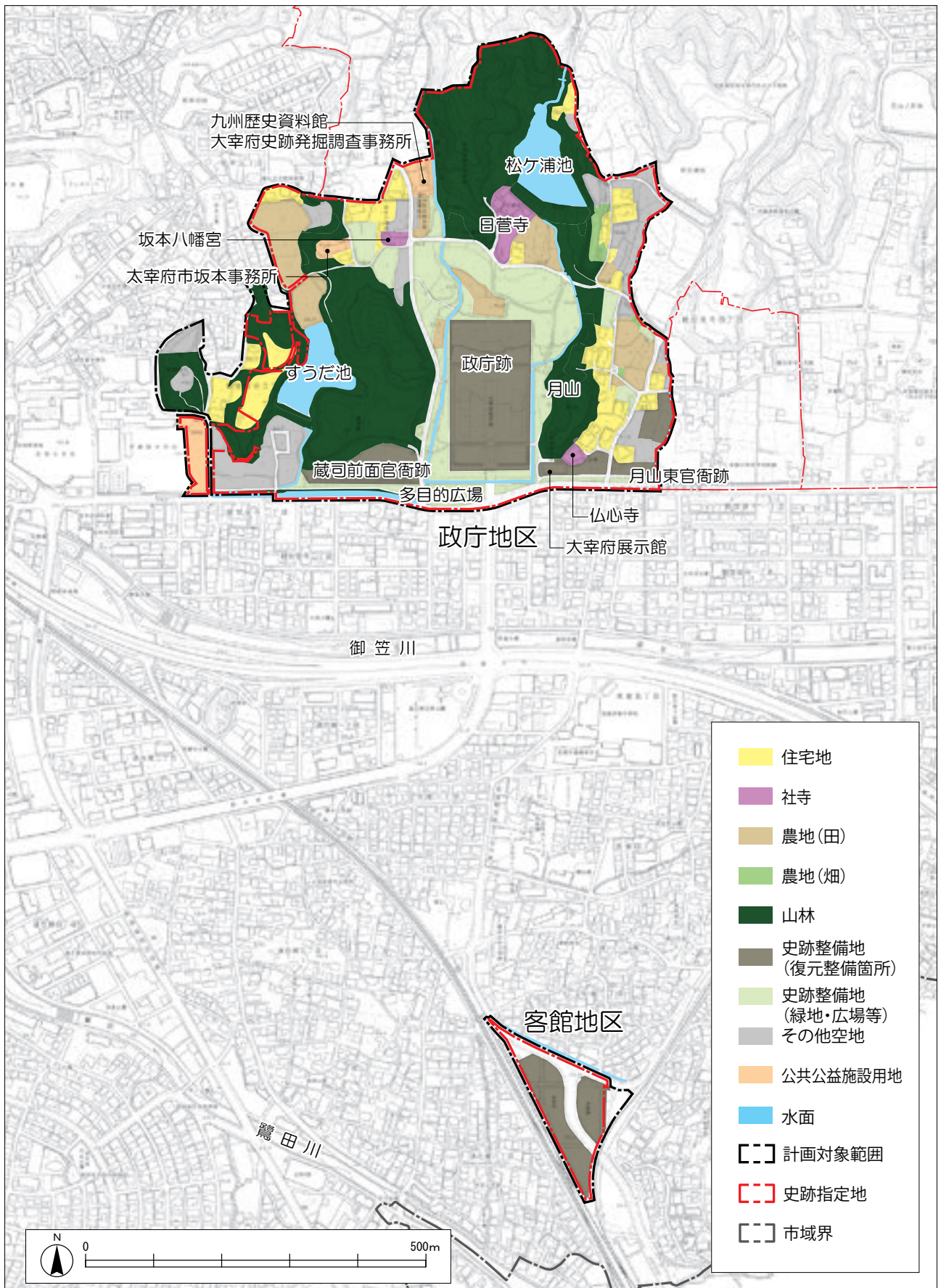


图2-12：土地利用区分／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

3) 行政区

政庁地区に暮らす住民は、行政区の坂本と観世音寺に属しています。人々は、各行政区の清掃活動等に参加しており、こうした活動は史跡指定地の維持管理にも貢献しています。また、住民の中には作業員や見廻り監視員として史跡指定地の維持管理を担う方も存在します。

一方、客館地区は更地のため市民の居住はありません。芝原の行政区に属しています。

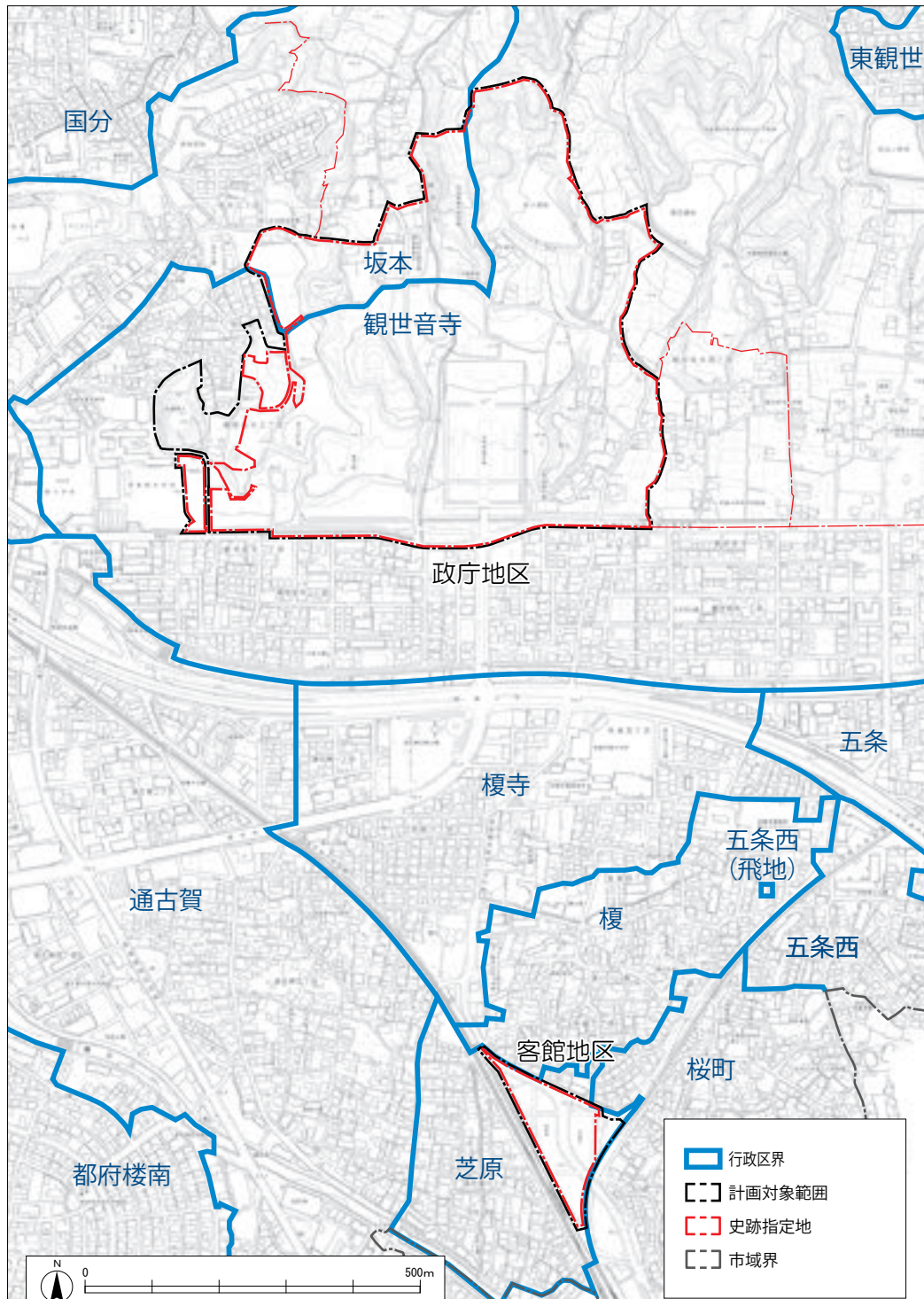


図2-14：行政区／市資料

本市は、令和4年度、坂本と観世音寺の行政区の皆さんを対象としてヒアリングを行っています。以下、その概要です。

<調査の概要>

場所：坂本公民館、観世音寺公民館。

日時：それぞれ12月24日（土）、3月25日（土）。

<主な意見>

●大宰府跡の歴史的景観・環境の保全・継承について

- ・蔵司側の樹木はいくつか伐採されて綺麗になっている。月山も山のラインが見えるように間伐した方がいい。
- ・政庁跡入口の池の水が、7～9月にかけて臭う。水草で覆われ、水面も見えない。
- ・約40年前に植えた樹木が繁茂し、見通しが悪いところもある。木の根が舗装を凸凹させる要因にもなっている。

●大宰府跡の活用について

- ・史跡と住民、観光客の良好な関係が必要。ランドデザインを描く時には、市民が喜び、観光客も来てくれるウィンウィンな計画づくりをして欲しい。
- ・史跡指定地内を散策する人がゆっくり歩ける環境ができるとよい。歴史の散歩道が来訪者の主要な回遊動線になればいいと思っている。
- ・史跡指定地内の通学路をはっきり示してほしい。
- ・多目的広場に車が集中している。史跡の活用を推進すると、ますます問題になると思う。
- ・政庁通りの渋滞が目立つ。住民のことも考えた整備を進めて欲しい。
- ・点的な整備ではなく、政庁跡、客館跡、太宰府天満宮等をつなぐ線的な考え方が必要と思う。歴史の散歩道等、周辺を含めた回遊ルートを一連で考えていくべき。
- ・フードトラックの社会実験等行われているが、人が増えると、ゴミの対応を考えるべき。
- ・古いトイレは、ユニバーサル対応のものに変更すべき。
- ・南門だけでも復元できれば雰囲気が変わると思う。ランドマークも必要と思う。

●その他

- ・イノシシが昼にも出てくるようになっている。対策に取り組んで欲しい。
- ・説明の機会を作ってもらえたのはありがたいと思っている。工事に入るときにも説明会をして欲しい。
- ・環境保全のためにはコミュニティが重要。地域を盛り上げるような支援を充実して欲しい。
- ・各種市民団体、庁内連携、文化スポーツ振興財団との連携にも取り組んで欲しい。
- ・教育委員会と連携し、小学生や中学生の郷土教育を充実させてほしい。

4) 交通

本史跡を訪れる人々の身近な公共交通手段となるのが、電車、公共バス、タクシーです。

政庁地区と客館地区の史跡指定地内には、ともに道路が通り、自動車や歩行者の回遊動線としての役割を担っています。

●鉄道

政庁地区と客館地区の最寄り駅は、西鉄天神大牟田線の都府楼前駅（政庁地区から徒歩12分、客館地区から徒歩16分）と西鉄二日市駅（政庁地区から徒歩23分、客館地区から徒歩4分）、JR鹿児島本線の都府楼南駅（政庁地区から徒歩28分、客館地区から徒歩18分）と二日市駅（政庁地区から徒歩35分、客館地区から徒歩18分）です。

●公共バス

主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）にバス停「大宰府政庁跡」があります。バス停には市内各所を巡る太宰府市コミュニティバス「まほろば号」、福岡市内の主要箇所と本市とを結ぶ西鉄ライナーバス「旅人」が停車します。

●道路

政庁地区には、市道が整備され、一部が歴史の散歩道に位置付けられています。

多目的広場に入る市道216／蔵司1号線から北に延伸する政庁跡の西側を通る道は、昭和42（1967）年の史跡整備で設置した園路であり、道路法に基づくものではありません。政庁跡北側を東西に横断する市道638／坂本・前線、213／月山・大裏線、215／観世音寺本線は平成7（1995）年に市が整備した太宰府天満宮から水城跡に連なる「歴史の散歩道」の一部に位置付けられています。

客館地区に係る道路は、県道観世音寺二日市線と一級市道1572／御垣野・隈野線の共用箇所です。政庁地区と客館地区を結ぶ主要な道路として、現在県による整備が進展中です。この路線は歴まち事業でも整備を推進しており、新たな観光ルートの開発等に期待が寄せられています。

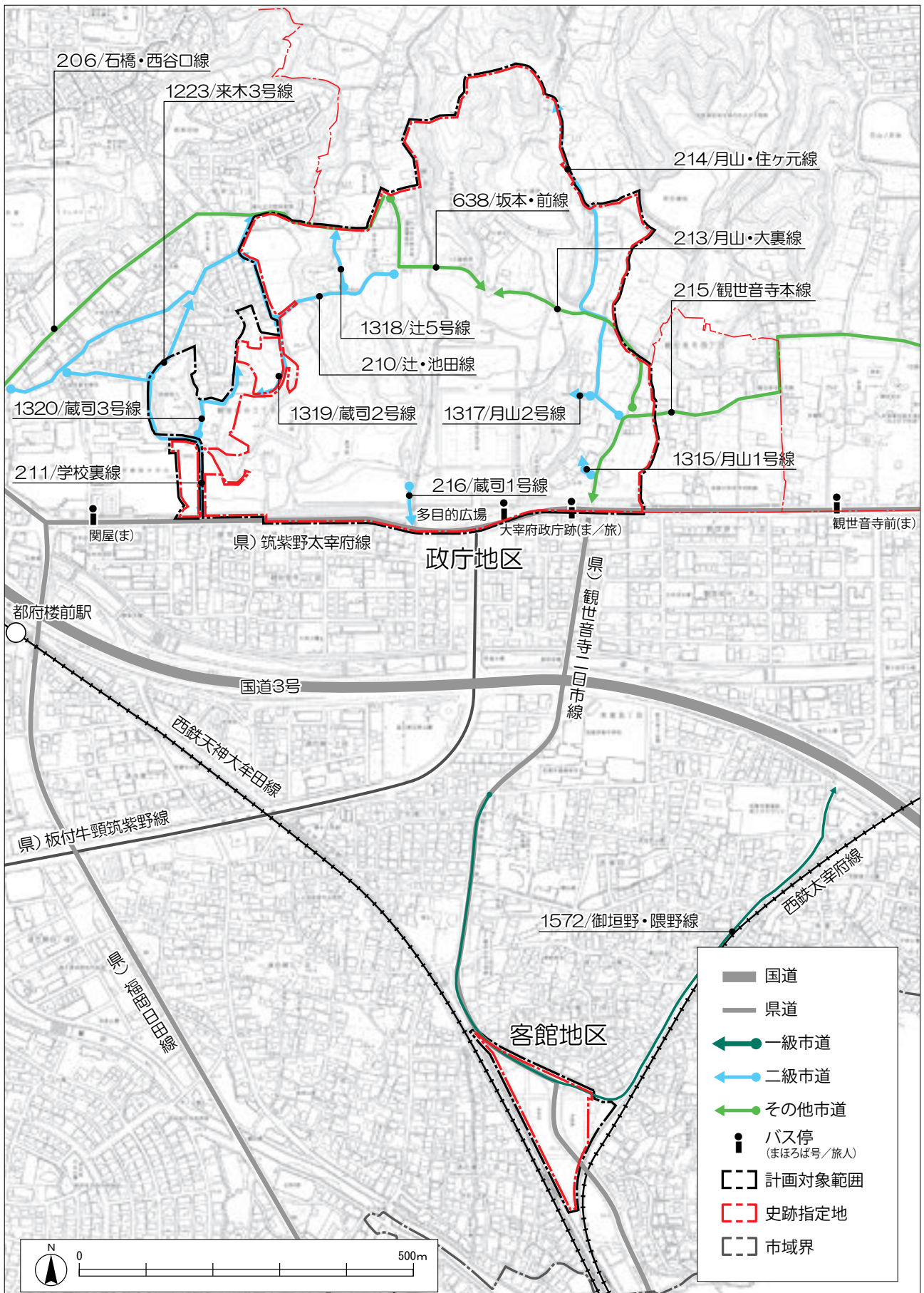


図2-15 : 交通 / 『平成24 (2012) 年都市計画基礎調査』 一部加筆

5) 歩行者

本市は、令和4年(2022)度、政庁跡や客館跡とその周辺の歩行者交通量の調査を行いました。

<調査の概要>

調査箇所：政庁跡への出入口8カ所 (E1～E8)、政庁跡周辺の道路・園路3カ所 (D1～D3)
客館跡1カ所。

調査手法：調査箇所に調査員を配置し、移動する歩行者の数を1時間ごとに記録。

調査日時：8月28日(日)、10月16日(日)、1月22日(日)、3月11日(土) 9時～17時。

※1月22日は雨天により14時に中断

<結果の概要> ※図は、歩行者が最も少なかった8月と最も多かった3月の状況

- 気候が良く、天気のいい日に、歩行者が増加し、回遊性も高まる傾向が見られた。
- 政庁跡正面の出入が最も多く、次いで政庁跡と大宰府展示館を結ぶ動線の出入が多い。
- 政庁跡の東側や北側からの出入も比較的多い。政庁跡周辺の回遊性も高い。
- 政庁跡北側からの出入は、草刈りの状況に応じて、増減が見られる。
- 月山東官衙跡や蔵司跡に向かう人は、気候が良い時期であれば増加する。

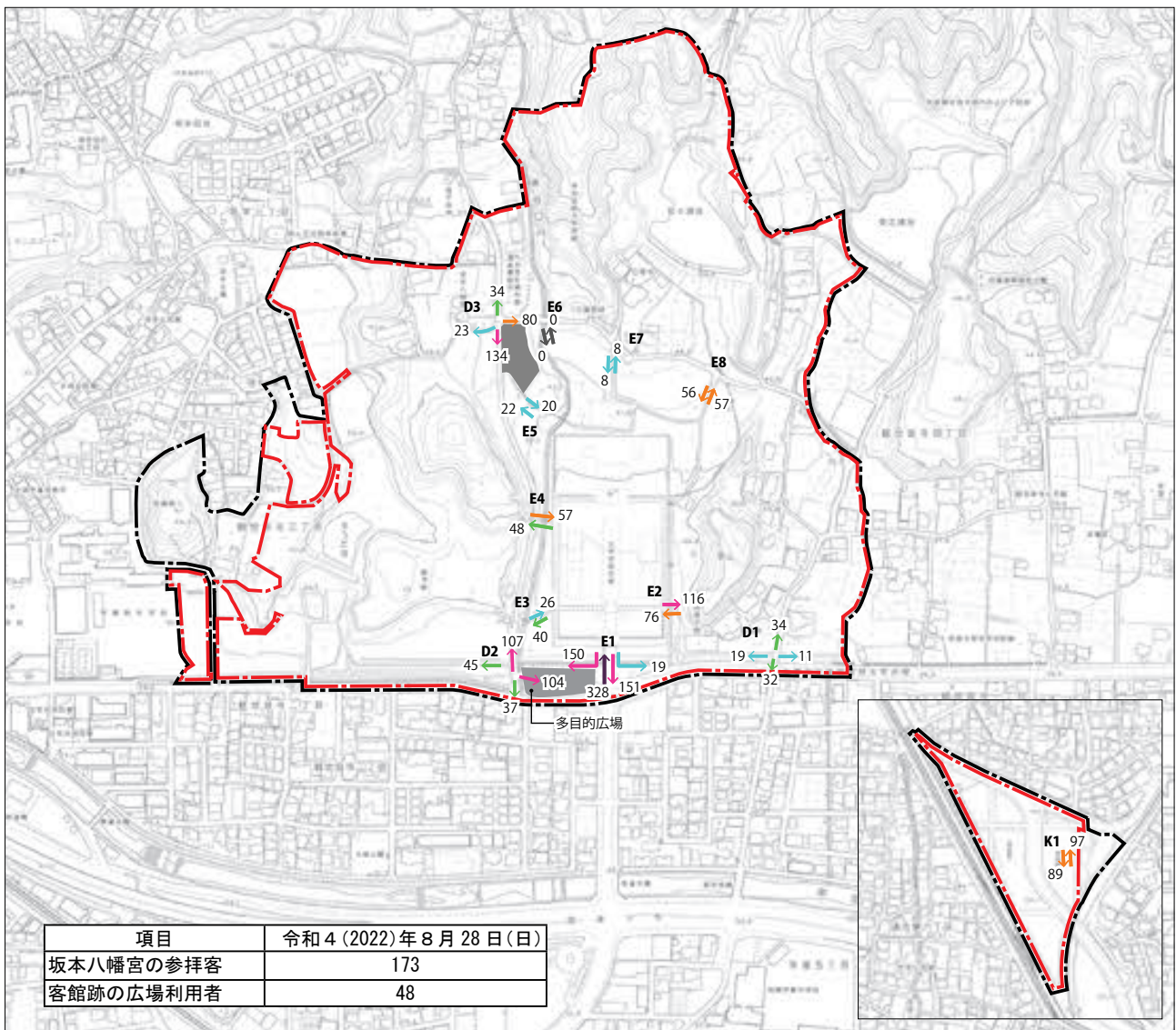


図2-16：歩行者交通量（令和4（2022）年8月）

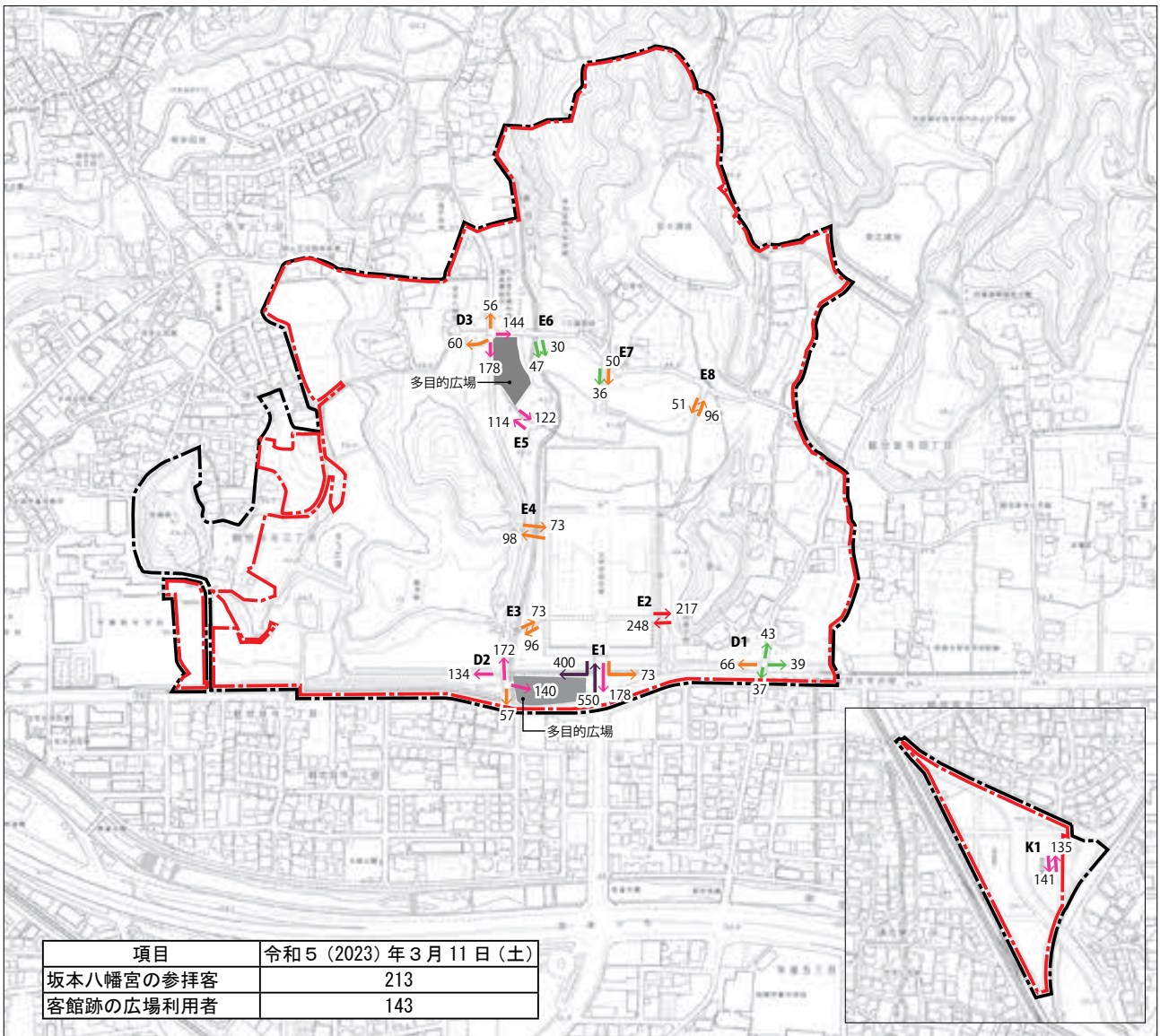


図2-17：歩行者交通量（令和5（2023）年3月）

6) 法規制状況

●文化財保護法

本史跡は文化財保護法により特別史跡に指定され、政庁跡の北側から東側にかけては観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡の史跡指定地に接しています。そして、史跡指定地外の広い範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。本市では市内全域を周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱っています。

史跡指定地では、現状を変更する行為を行う場合は現状変更申請を行い許可を得なければなりません。例えば、史跡指定地内で工事等を行う場合は、事前に現状変更許可申請書の提出が必要です。

周知の埋蔵文化財包蔵地では、工事等を行う場合、事前協議が必要です。工事の内容により確認調査や発掘調査が必要となる場合があります。また、市との協議や県への届出・通知が求められ、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重工事の実施が必要となります。

また、本史跡の周辺には、古代から中世に大宰府政庁を核として整備された都市である大宰府

条坊跡が広がり、地下に多くの遺構が残っています。大宰府条坊跡の範囲内において本史跡と密接な関係があると判断される遺構が確認された場合は、状況に応じ保存についての協議や追加指定についての協議が必要となる場合があります。

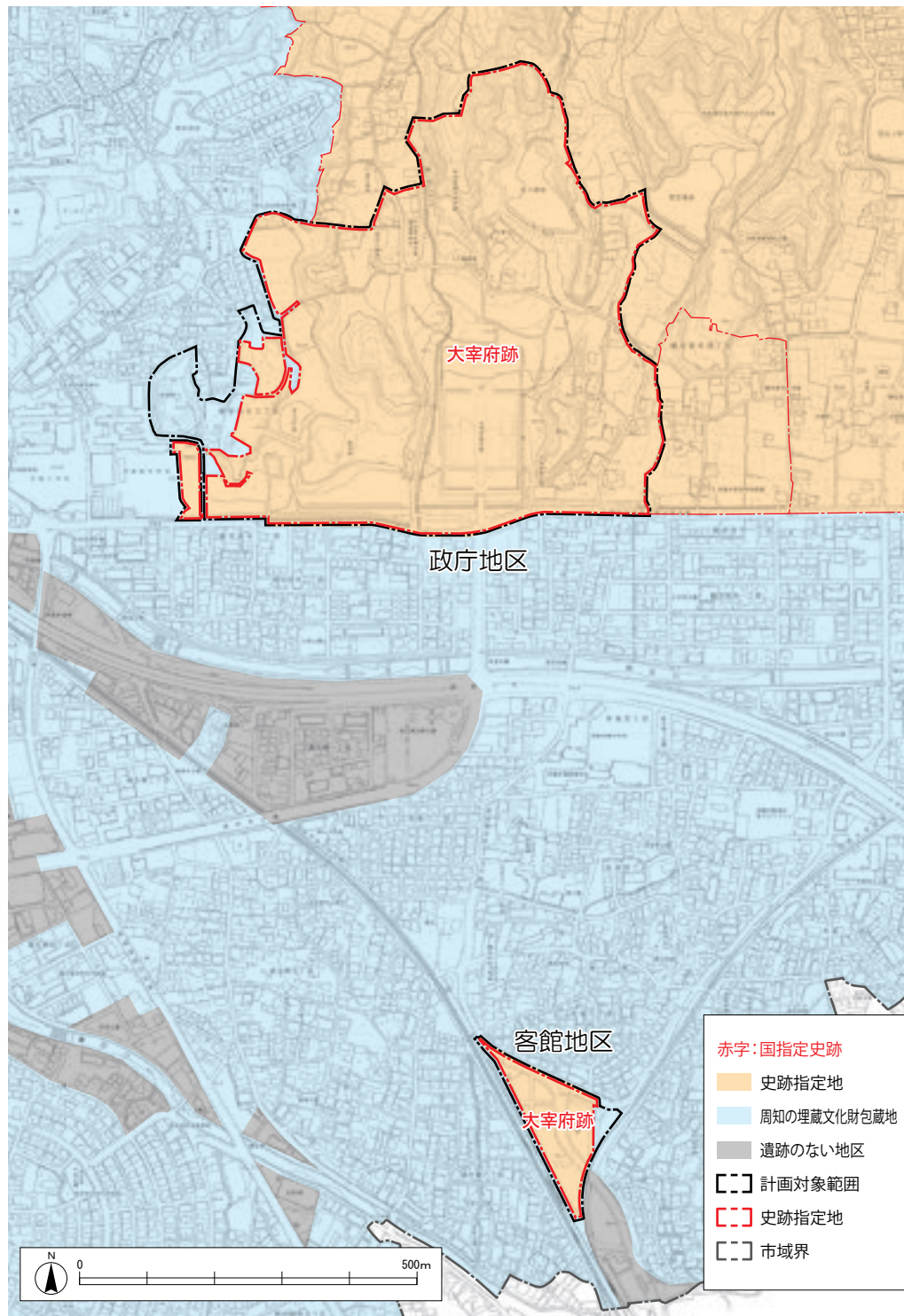


図2-18：指定史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地／埋蔵文化財区分地図 一部加筆

●景観法

本市は、平成22（2010）年度に総合的な景観施策を定めた『景観まちづくり計画』と景観法に基づく『景観計画』を策定、平成23（2011）年4月1日には「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行しました。全市的な景観形成とともに、景観上重要で、積極的に良好な町並みの保全・創出を図る地区に対しては、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っています。

<景観計画区域>

政庁地区は景観計画区域の「山並み共生区域」と「遺跡共生区域」、客館地区は「平坦市街地区域」内に位置しています。それぞれ景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為の設定等行っています。

「山並み共生区域」は、農業等の生産環境が緑を保全・創出・再生することによって、四王寺山等の山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指しています。

「遺跡共生区域」は、集落や住宅団地等が低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、本史跡等の遺跡と一体化した景観形成を目指しています。

「平坦市街地区域」は、条坊の地割等を受け継いだ秩序ある市街地の区域であり、歴史や文化を感じることで秩序ある市街地景観の形成を目指しています。

<景観育成地区>

政庁地区が「人と遺跡の共存史地区」と「天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）」内に位置しています。それぞれ景観育成の方針、景観育成基準、届出対象行為の設定を行い、上記景観計画区域への上乗せの景観誘導に取り組んでいます。

「人と遺跡の共存史地区」は、山並みと農村集落、住宅団地等の調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観育成を目指しています。

「天満宮と宰府宿地区」は、さいふまいの道筋であった政庁通りをはじめとする旧道を中心に、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観育成を目指しています。

<景観重要道路・景観重要河川>

本市は、景観計画に基づき、市内における道路・河川の中から主要なものを景観重要公共施設に位置付けています。

本史跡の周辺に位置する景観重要道路は、政庁通り、朱雀大通り、国道3号、どんかん道、県道581号、県道112号です。

また、本史跡の南を東西に流れる御笠川が景観重要河川に位置付けられています。



図2-19：景観計画区域、景観育成地区、景観重要公共施設／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●都市計画法

市域約2,960haのうち、約76%に当たる約2,253haが都市計画区域です。区域区分により約1,182haを市街化区域、1,071haを市街化調整区域として土地利用の規制誘導を図っています。

政庁地区は、史跡指定地の殆どと北側と東側が市街化調整区域、南側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域、西側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域が存在しますが、第一種住居地域は大宰府市学業院中学校の校庭の一部であり、建築物の高さ制限20mの規制誘導も図られています。

また、平成28（2016）年には、大宰府政庁跡周辺へ「さいふまいり」の道筋にふさわしい専用店舗を立地させ回遊性を高めようと、主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）沿道南側について、全国で初めて「歴史的風致維持向上地区計画」（通称：歴まち地区計画）を都市計画決定し、「福岡広域都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例」に基づき、建築物等の用途の緩和、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限を図っています。

客館地区の周辺は、第一種住居地域に加えて、建築物の高さ制限20mの規制誘導が図られています。

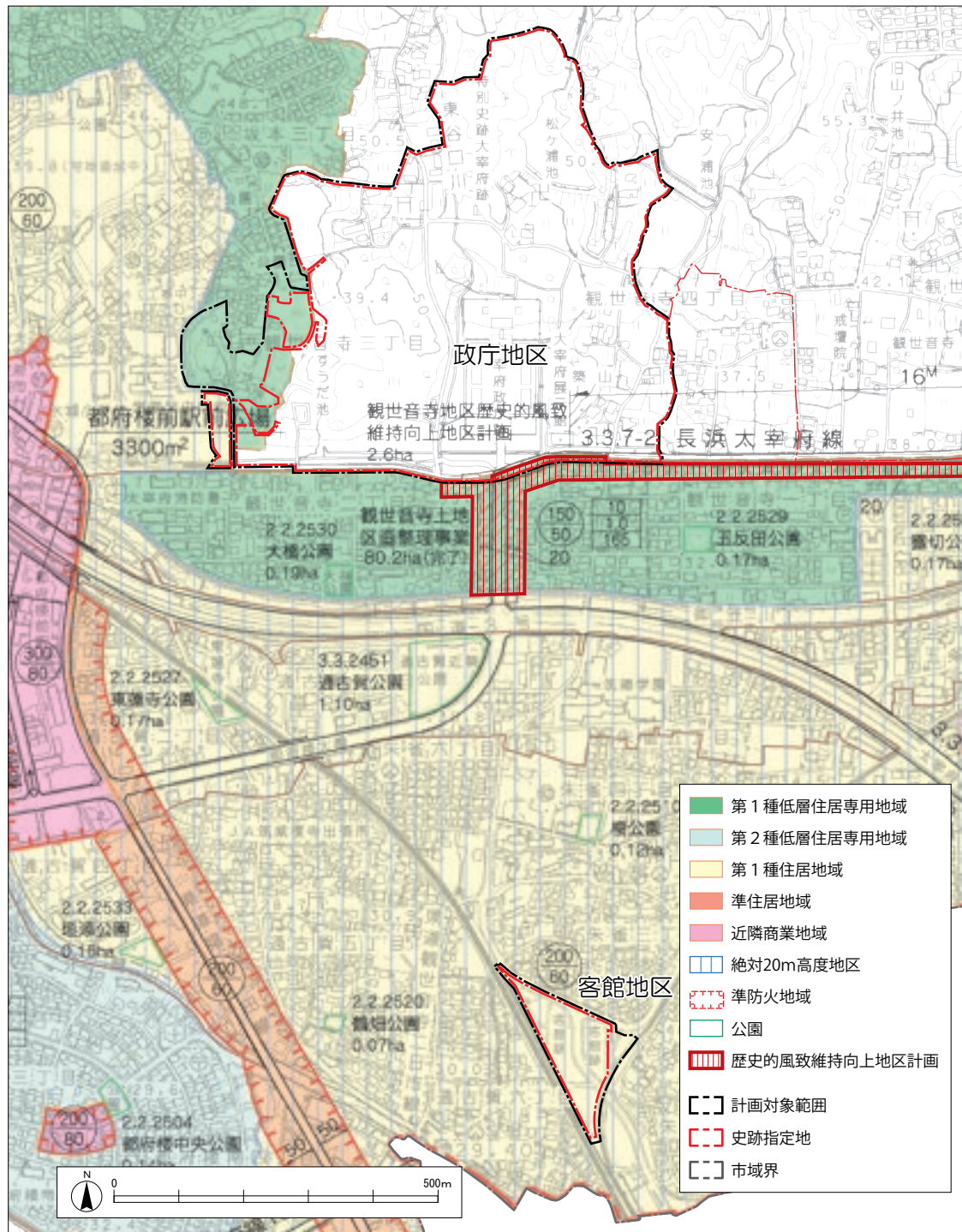


図2-20：都市計画法に基づく地域地区の指定／都市計画総括図

●自然公園法

市内北部の宝満山一帯と四王寺山一帯が「太宰府県立自然公園」の指定を受けています。

太宰府県立自然公園は、福岡県を代表する自然の風景地として、県知事の指定によるものです。宝満山（標高829m）及び三郡山系を含む地域であり、各地に城跡、神社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園として、昭和25（1950）年5月13日に指定されました。その範囲は本市と飯塚市・宮若市・大野城市・筑紫野市・久山町・宇美町・篠栗町・須恵町、総面積は16,568haに及びます。

政庁地区は、史跡指定地の殆どが自然公園普通地域に指定されています。自然公園法に基づき「工作物の新築、改築、増築」「鉱物や土石の採取」「河川、湖沼の水位・水量の増減」「広告物の設置・表示」「水面の埋立等」「土地の形状変更」の各種行為を行う場合には事前の届出が必要です。

なお、客館地区は、自然公園法の規制は適用されていません。

表2-2：太宰府県立自然公園区域（普通地域）の概要

| 地域区分 | 説明 | 行為規制の概要 |
|------|---|---------|
| 普通地域 | 景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）。 | 事前届出制 |

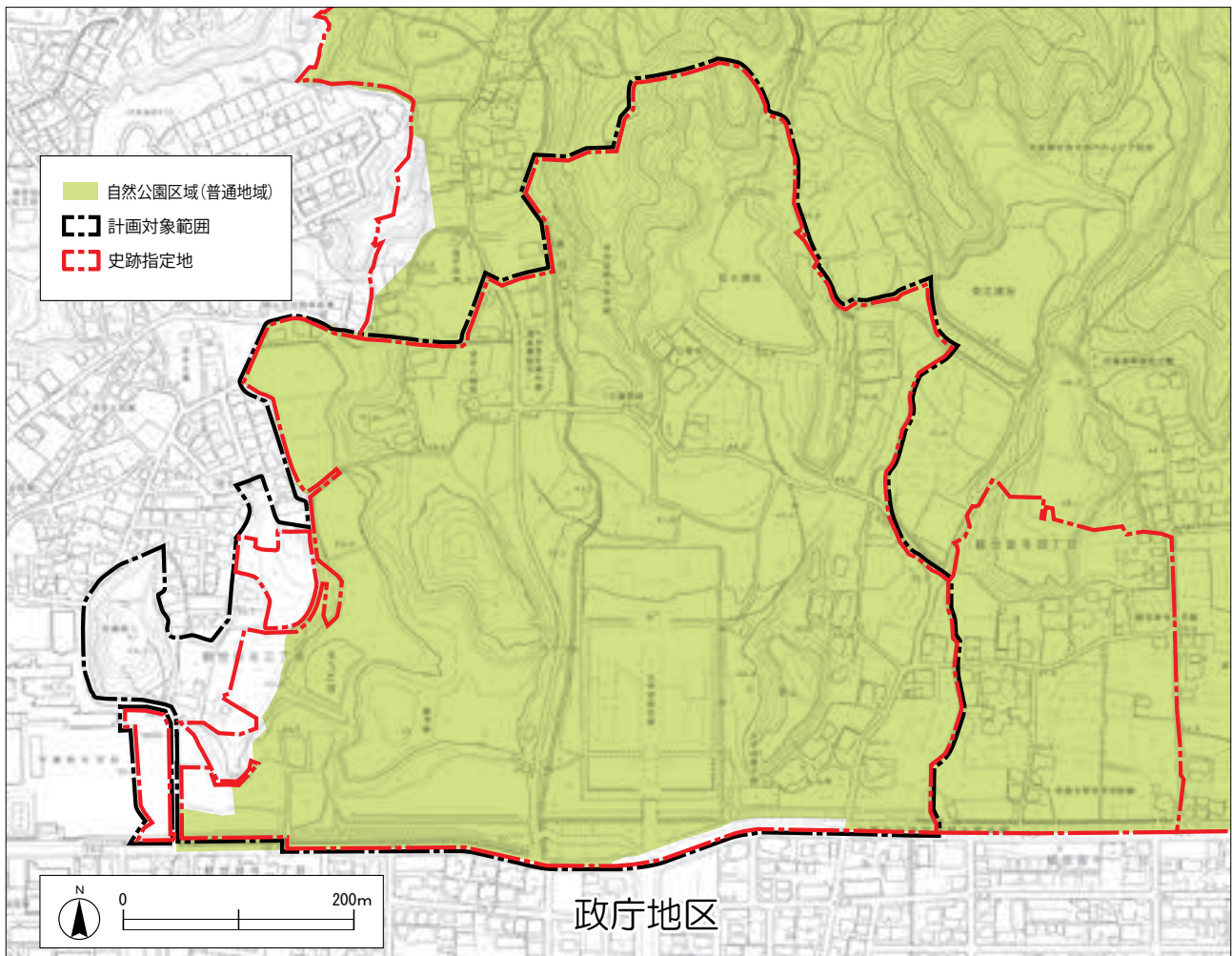


図2-21：太宰府県立自然公園区域（普通地域）／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●森林法

政庁地区には、森林法に基づく保安林と地域森林計画の民有林が存在します。

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。これら森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。政庁地区北側の一部が保安林に指定されています。

地域森林計画に定められる民有林は、その伐採面積に応じて、隣地開発の許可申請、事前相談、届出書の提出が必要となります。月山、松ヶ浦池とすうだ池周辺がその対象となっています。

なお、客館地区は、森林法の規制は適用されていません。

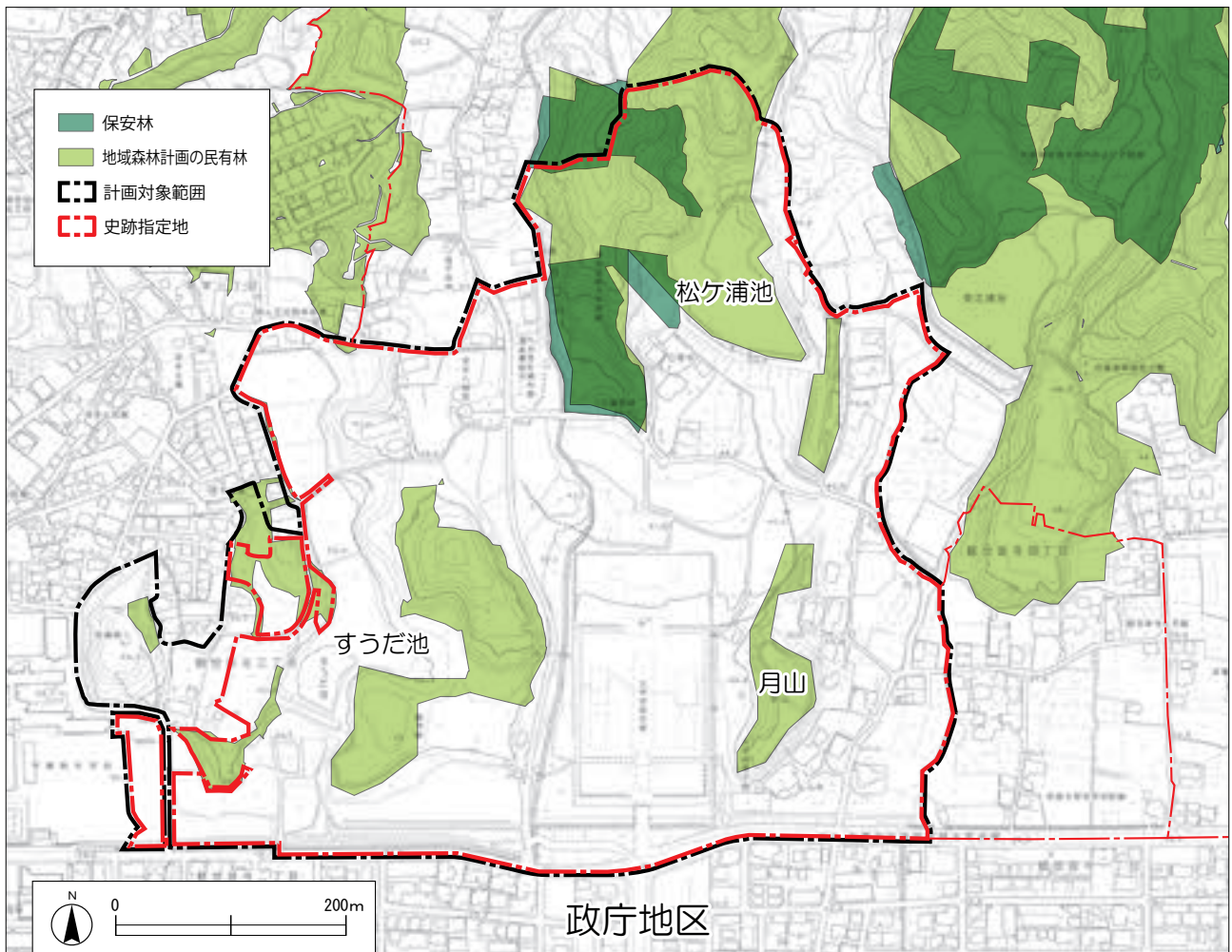


図2-22：保安林と地域森林計画の民有林／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●土砂災害防止法

政庁地区の月山と松ヶ浦池東側が、急傾斜地の崩壊の特別警戒区域と警戒区域に、そして太宰府市立学業院中学校の北側の一部が警戒区域に指定されています。月山東の住宅がこの特別警戒区域に含まれており、一部で蛇籠^{じゃかご}による土留めが行われています。また、土石流については、松ヶ浦池の北側、坂本の集落一帯が警戒区域に指定されています。

令和5（2023）年には集中豪雨の影響で月山東地区の斜面地で崩落が発生しました。令和6（2024）年度には災害復旧事業によって法面の補修を行っています。

なお、客館地区は、上記警戒区域等には含まれていません。

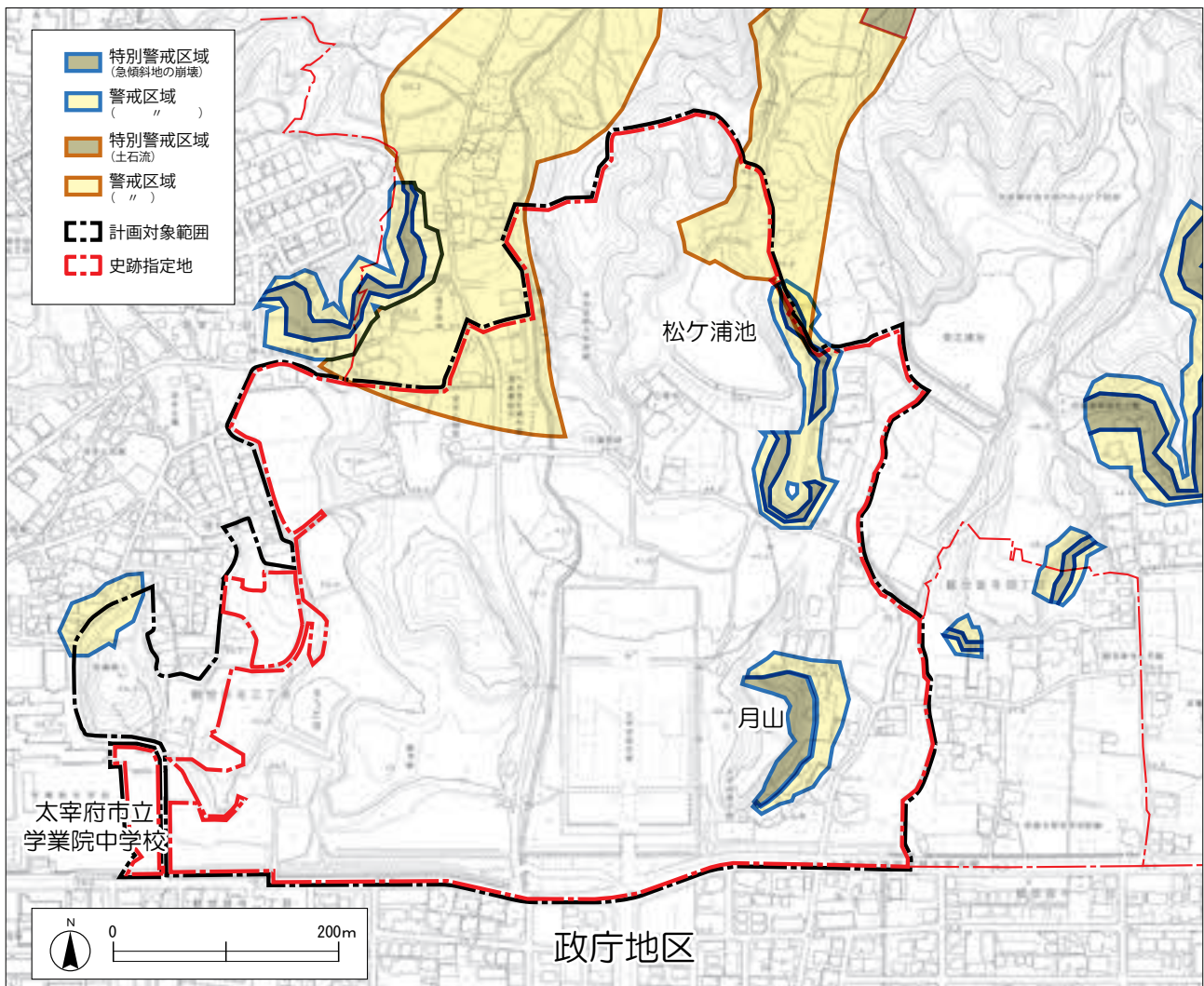


図2-23：対象範囲内の特別警戒区域・警戒区域／太宰府市ハザードマップ

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の最新の情報は福岡県県土整備事務所砂防課のホームページで公開されています。詳しくはこちらをご覧ください。

（福岡県県土整備部砂防課ホームページ <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>）

7) 利用の実態

政庁地区では、古代大宰府の歴史を守り、伝えることを意図し、政庁跡の復元整備や大宰府展示館の建設等が行われてきました。加えて、大宰府関連史跡を結ぶ歴史の散歩道や九州自然公園の九州自然歩道、市民が気軽に利用できる便益施設等も整備され、史跡見学だけではなく、レクリエーションや観光を目的に本史跡を訪れる人々も増えています。公園が担うようなオープンスペースとしての利用も盛んです。

客館地区は、交通アクセスの利便性からも、太宰府天満宮周辺や政庁地区への回遊性を含めた観光の核としての利用が期待されています。

本市は、令和4年(2022)度、政庁跡や客館跡を訪れた方に対するアンケートを行いました。なお、アンケート結果に、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていることは否めません。

<調査の概要>

調査箇所：政庁跡の正殿跡周辺と坂本八幡宮周辺、及び客館跡の3カ所。

調査手法：調査員を配置し、無作為に声掛けを行い、ヒアリングを実施。

調査日時：8月27日(土)、10月23日(日)、1月21日(土)、3月4日(土) 9時~17時。

<結果の概要>

[政庁跡]

- 回答を受けた方の内訳は、市民が約半数、県内が4割、県外が1割だった。
- 交通手段は自家用車が4割強で最も多く、続いて徒歩が4割弱を占めていた。
- 自家用車の利用者は市内や県内が多く、徒歩の殆どは市内であった。
- 目的は、日々の利用(散歩)、遊び場等が半数を占めた。四王寺山の登山客も多かった。
- リピーターが多いことも特徴的だった。
- 公共交通の利用者は1割強にとどまり、県外からの人が多かった。
- 観光は2割を切り、宿泊無が9割を占めていた。宿泊有の方は福岡市での宿泊が8割以上を占めた。
- 観光目的の方の滞在時間は約3時間前後だった。政庁跡まで足を延ばす方は市内の滞在時間が比較的長くなる傾向がうかがえた。
- 9割を超える方が史跡に指定されていることを知っている結果が得られた。
- 満足度は、とても良いと良いとを合わせると、9割強を占めた。

[客館跡]

- 回答を受けた人は、周辺住民の日常利用が殆どであり、観光目的の人は少なかった。
- 満足度は、とても良いと良いとを合わせると、9割強を占めた。

また、政庁跡は修学旅行の団体での見学利用のほか、郷土学習やレクレーションの場として昭和50年代の整備以降、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の遠足や社会科見学、大学や企業の研修等で利用されてきており、近年では市内小学校が史跡解説ボランティアの助力により「子ども解説員」の取組を学習として位置付けて続けており、政庁跡や客館跡は教育の実践の場として利用されています。また、大正時代に始まった6月10日の時の記念日の行事は、早朝に政庁跡の正殿に集まる行事で、現在では市民遺産第6号の育成団体の辰山会が毎年政庁跡で行事を引き継いで行っています。



写2-4：政庁跡での時の記念日行事の状況

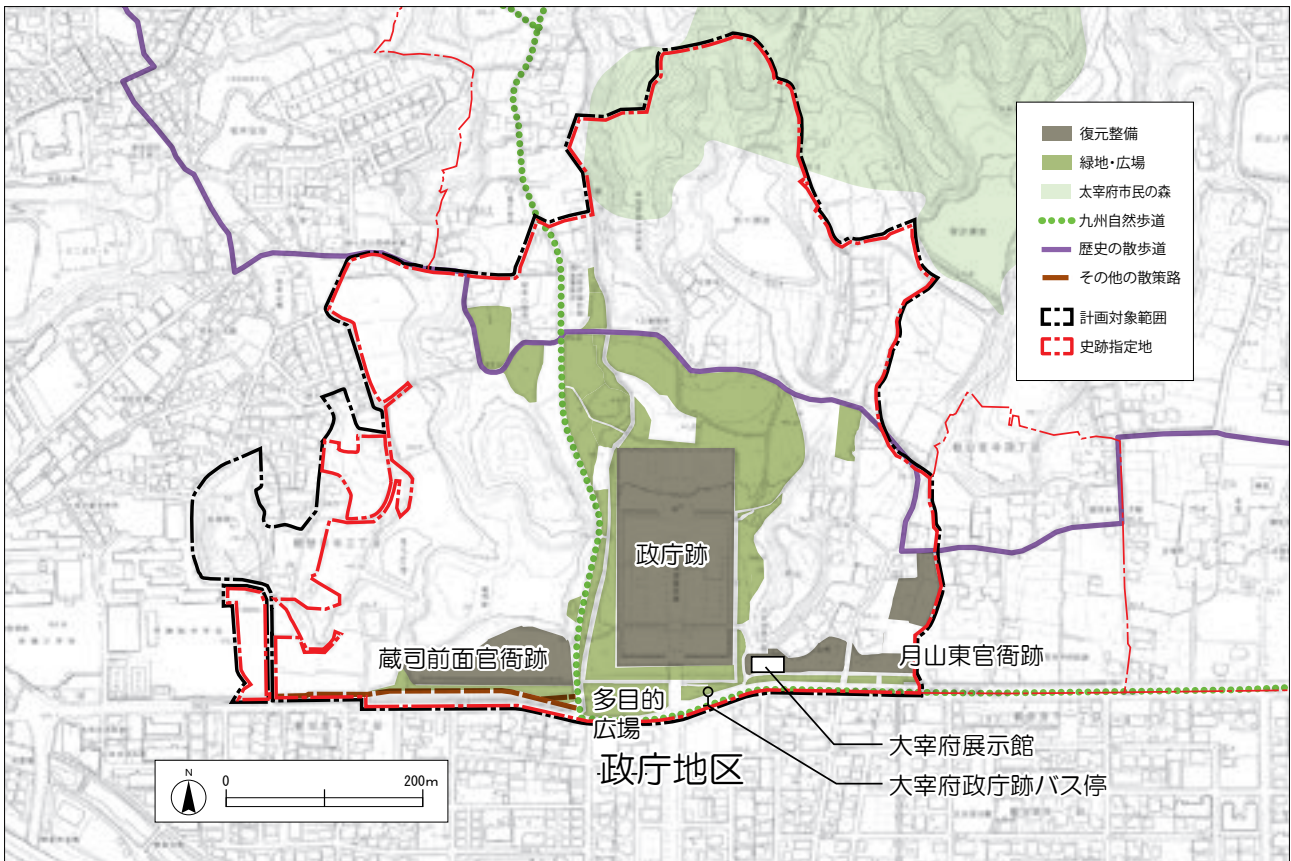


図2-24：史跡整備地、九州自然歩道、歴史の散歩道、大宰府展示館

8) 市民団体等

本史跡は、市内で活躍する市民団体の活動場所にもなっています。
 主な活動団体として以下が挙げられます。

表2-3：大宰府跡に関係する主な市民団体等（令和5（2023）年3月時点）

| 団体名 | 概要 |
|----------------------|---|
| NPO法人 歩かんね太宰府 | 「まるごと博物館」を目指す太宰府の良さを理解してもらうため、ガイド付きまち歩き等に取り組んでいる。平成21（2009）年8月にNPO法人格を取得。 |
| くすのき会 | 大宰府史跡解説員で組織される。会員相互の親睦及び資質の向上を図り、史跡解説のボランティア活動を通じて地域社会の振興に寄与することを目的に平成10（1998）年に結成された。 |
| NPO法人 古都大宰府の風を育む会 | 国の特別史跡である大宰府跡周辺の里山の保全活動に取り組む。保全活動で発生する竹を、竹炭や竹細工にするなど伐採竹の活用方法も研究中。平成22（2011）年11月に設立。 |
| 公益財団法人 古都大宰府保存協会 | 「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存・活用を図ること」を目的とする。昭和49（1974）年「財団法人古都大宰府を守る会」として設立、名称変更等を経て現在に至る。 |
| 大宰府政庁跡美化サポーター委員会 | 太宰府市教育委員会公認で活動を続けている。 |
| 大宰府万葉会 | 大宰府跡の史跡指定地内にも点在する万葉歌碑めぐり等を通じて、多くの人々に万葉つくし歌壇を伝える活動を行っている。平成9（1997）年に発足。 |
| 月山の会 | 竹林が増え過ぎて荒れている里山を適度に間伐し整備することで再生させる取組を行なっている。現在、大宰府政庁跡地東側の「月山」をはじめ周辺の丘を整備している。 |
| 辰山会 | 大正10（1921）年に全国ではじまった「時の記念日」の行事を毎年6月10日に政庁跡で開催している。 |
| 一般社団法人 まほろば自然学校 | いきものや自然環境の重要性、価値を理解してもらい、さらには自然環境保全や環境問題などに取り組むことのできる人材を育成することを目標に活動中。設立は平成17（2005）年8月（法人格取得は平成30（2018）年11月）。 |
| ゆづるはの会 | 公有化されたものの未整備のままの状態の土地を活用し、季節ごとに変わる万葉の草花を市民や観光客の方に楽しんで頂けるように活動中。事務局は（公財）古都大宰府保存協会。平成7（1995）年に発足。 |